

情個審第 24 号

令和2年2月14日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 根本 信義

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和元年11月26日付け青家諮問第3号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「私の子の特定年月日の少年事件に係る社会記録（学校での記録，指導要録）及び警察記録」不開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第97号）

（個人情報答申第91号）

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 保有個人情報の開示請求

平成31年2月23日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第2項の規定に基づき実施機関に対して、次に掲げる保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

〇〇〇〇の平成〇〇年〇月〇日の少年事件に係る社会記録（学校での記録、指導要録）及び警察記録

### 2 実施機関の決定及び通知

平成31年3月28日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報として、〇〇〇〇の平成〇〇年〇月〇日の少年事件に係る社会記録（学校での記録、指導要録）及び警察記録を特定し、社会記録については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2の規定によって、条例第53条第2項により適用が除外されることを、警察記録については、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第37条の2の規定によって、条例第14条第1号に該当することを不開示の理由とする保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年3月28日付け土児相指令第1598号（以下「本件通知書」という。）により、審査請求人宛て通知した。

### 3 審査請求

令和元年6月18日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

〇〇〇〇のためにも、本人と保護者に事件の社会記録（学校での記録、指導要録）及び警察記録の閲覧を求める。

### 2 審査請求の理由



ことから、本件審査請求が通り、全て明らかになることを望む。そして、本人も家族も前を向き、同じ過ちを繰り返す事のないよう努め、この先過ごしていきたいと心より願っているので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、弁明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

##### 2 条例第14条第1号該当性について

本件請求の「社会記録」に該当する個人情報としては、家庭裁判所が作成した「少年調査記録」が該当する。当該資料は、少年審判規則第37条の2第1項の規定に基づき家庭裁判所から送付されたものであるが、同条第2項の規定により家庭裁判所の指示するところに従って取り扱わなければならないが、また、同条第4項の規定により保護処分が終了したときは速やかに家庭裁判所に返還しなければならないこととされている。

このため、家庭裁判所の了解が得られない限り、条例第14条第1号の「法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報」に該当するものである。

##### 3 本件処分に係る保有個人情報について

条例第2条第5項の規定により、「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、実施機関が保有しているものをいい、実施機関が保有するということは、実施機関が当該個人情報の利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理していることをいう。しかし、本件処分に係る社会記録は、家庭裁判所から貸与され、少年の処遇上必要な限りにおいて保管しているものであることから、そもそも児童相談所が保有する個人情報には該当しない。

##### 4 条例第53条第2項該当性について

本件請求の「警察記録」に該当する個人情報としては、警察が家庭裁判所に提出した「少年保護事件記録」が該当する。当該資料は、少年法（昭和23年法律第168号）第18条第1項の規定に基づき家庭裁判所から

児童相談所に事件が送致されたため、児童相談所において保有しているものである。

当該資料については、刑事訴訟法第53条の2第2項の規定により、訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当するとして行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定が適用されない。

このため、条例第53条第2項の規定に該当し、条例第4章及び第5章の規定の適用が除外されることから、そもそも開示や審査請求の対象となる保有個人情報には当たらない。

## 5 結論

本件処分において、開示しない理由の欄の記載に一部誤りが認められるが、不開示とした理由は、上記2から4までに述べたとおりであり、開示しないことの決定について違法又は不当の点はないことから、本件審査請求には理由がない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件保有個人情報について

本件処分に係る保有個人情報は、上記第3の審査請求人の主張の趣旨並びに上記第4の2及び4の実施機関の主張の趣旨から、家庭裁判所から実施機関に送付された「少年調査記録」及び「少年保護事件記録」（以下「本件保有個人情報」という。）であると認められる。

### 2 条例第4章及び第5章の規定の適用除外について

条例第4章及び第5章は、保有個人情報の開示請求、開示請求に係る決定に対する審査請求等（以下「開示請求等」という。）に関して規定しているところ、条例第53条第2項では、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定が適用されない保有個人情報については、条例第4章及び第5章の規定を適用しないとしている。

また、行政機関個人情報保護法第4章は、条例第4章及び第5章の規定と同様に開示請求等に関して規定しているところ、同法第45条第1項では、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、保護処分の執行等に係る保有個人情報等については、同法第4章の規定を適用しないとしている。

### 3 本件保有個人情報の条例第4章及び第5章の規定の適用除外について

少年の保護事件においては、「少年調査記録」とは、家庭裁判所が罪を犯した少年などその審判に付すべき少年を調査するときに作成する記録をいい、また、「少年保護事件記録」とは、社会通念上、警察等が少年の保護事件を家庭裁判所に送致する際に提出する記録をいうものと認められる。

そして、本件保有個人情報は、警察等から少年の保護事件として送致を受けた家庭裁判所が審判を行った結果、当該事件を実施機関に送致したことにより実施機関が保有しているものであることから、行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する少年の保護事件に係る裁判等に関する保有個人情報であると認められる。

よって、本件保有個人情報は、行政機関個人情報保護法第4章の規定が適用されないことから、条例第53条第2項の規定により条例第4章及び第5章の規定が適用されない保有個人情報であると認められる。

### 4 本件処分について

実施機関は、本件通知書の記載及び弁明書によれば、「少年調査記録」については、少年審判規則第37条の2の規定により家庭裁判所の指示するところに従って取り扱わなければならないことから、条例第14条第1号に該当し、また、「少年保護事件記録」については、訴訟に関する書類に記録されている個人情報であって、刑事訴訟法第53条の2第2項に該当することから、条例第53条第2項の規定により条例の適用除外となるものであるという趣旨の主張をしている。

しかし、「少年調査記録」は、上記3のとおり少年の保護事件に係る裁判等に関するものであることから、条例第53条第2項の規定により条例第4章及び第5章の規定が適用されない保有個人情報であると認められる。

また、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類とは、刑事事件に関して作成され、又は取得された書類であるが、「少年保護事件記録」は、上記3のとおり少年の保護事件に係る裁判等に関するものであることから、条例第53条第2項の規定により条例第4章及び第5章の規定が適用されない保有個人情報であると認められる。

よって、実施機関の本件保有個人情報を不開示とする理由には誤りがあったものの、不開示とした決定については、妥当であると認められる。

### 5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件処分の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

## 6 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

### 第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和元年11月27日	諮問受理
令和元年12月25日	事案の説明及び検討（令和元年度第4回審査会第二部会）
令和2年1月31日	審査（令和元年度第5回審査会第二部会）